

## 【主な内容】

「いわてで働こう推進大会」が開催され、「いわてで働こう宣言」が行われました。(1頁)

「育児・介護休業法」と「男女雇用機会均等法」が改正されました。(2頁)

「いわて働き方改革推進運動」への参加企業を募集しています。(3頁)



# 1 県内の主なトピックス

「いわてで働こう推進大会」の開催の様子と達増知事による「イクボス宣言」をご紹介します。

## TOPIC 1

### 「いわてで働こう推進大会」が開催されました！

平成28年6月16日に「いわてで働こう推進大会」が開催され、意欲ある若者や女性が岩手で力を発揮できる土台作りを、オール岩手で推進していくため、いわてで働こう推進協議会構成団体による“いわてで働こう宣言”が行われました。

大会では、(株)みちのりホールディングス代表取締役 松本順氏を講師に迎え「地方創生のための人材活用」と題して講演をいただいたほか、若者の地元定着に向けて、教育界から岩手大学 学長特別補佐・COC+推進コーディネーターの小野寺純治氏、産業界から盛岡つなぎ温泉 四季亭 女将（盛岡商工会議所女性会顧問）林晶子氏から取組事例を発表していただきました。



いわてで働こう宣言の様子

#### 【いわてで働こう宣言抜粋】

- 1 県民みんなが活き活きと安心して働くことができるふるさと岩手を創造します。
- 2 若者や女性がやりがいと生活を支える所得が得られる仕事を創出し、その情報を発信します。
- 3 自ら学び、自ら実践し、自ら地域に貢献できる人間教育を展開します。



松本順氏の講演

#### いわてで働こう推進協議会とは

若者や女性の県内就職及び創業支援の充実を図るため、関係団体（機関）の連携体制を構築し、県内就業者の拡大を通じて、本県の産業振興と人口減少の歯止め zu 資することを目的に、平成28年2月9日に設立されました。

#### 【構成員】

岩手県、岩手労働局、教育機関（大学、専門学校、高校）、市町村団体、経済団体、業界団体、金融機関、労働組合等の24機関の代表者等（会長：岩手県知事）

#### 「いわてで働こう」シンボルマーク



#### 問い合わせ先

岩手県雇用対策・労働室（雇用担当） ☎019-629-5591

## TOPIC 2

### 達増知事が「イクボス宣言」を行いました！

平成28年6月18日（土）に開催された「男女共同参画フェスティバル開会式」において、働き方改革やワーク・ライフ・バランスなどの「将来世代を支援する仕組みの構築」を進め、男女がともに自らの希望に応じた形で仕事と生活の調和を図ることができるよう、岩手県知事として、イクボス宣言を行いました。

イクボス宣言文（全文）は、県ホームページからご覧になれます。  
<https://www.pref.iwate.jp/seishounendanjo/46179/046392.html>



イクボス宣言する知事

#### 問い合わせ先

岩手県若者女性協働推進室（青少年・男女共同参画担当） ☎019-629-5345

# 2 労働関係法令の改正など

育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法の改正、介護休業給付金の支給率等の変更についてお知らせします。

## 1

### 育児・介護休業法と男女雇用機会均等法が改正されました！

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女とも離職することなく働き続けることができるよう、平成28年3月29日に改正法が成立しました。（施行は平成29年1月1日）

#### ☐ 介護離職を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備

- ① 対象家族1人につき、3回を上限として、通算93日まで、介護休業を分割取得することができることとする。
- ② 介護休暇の半日単位の取得を可能とする。
- ③ 介護のための所定労働時間の短縮措置等を介護休業とは別に、利用開始から3年の間で2回以上の利用を可能とする。
- ④ 所定外労働の免除を、介護終了までの期間について請求することのできる権利として新設する。
- ⑤ 有期契約労働者の介護休業取得要件を緩和する。

#### ☐ 多様な家族形態・雇用形態に対応した育児期の両立支援制度等の整備

- ① 子の看護休暇の半日単位の取得を可能とする。
- ② 有期契約労働者の育児休業の取得要件を、
  - ・当該事業主に引き続き雇用された期間が過去1年以上あること、
  - ・子が1歳6ヶ月に達する日までの間に労働契約が満了し、かつ、契約の更新がないことが明らかでない者とし取得要件を緩和する。
- ③ 特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子その他これらに準ずるものについては、育児休業制度等の対象に追加する。

#### ☐ 妊娠・出産・育児休業・介護休業をしながら継続就業しようとする男女労働者の就業環境の整備

妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする、上司・同僚などによる就業環境を害する行為を防止するため、雇用管理上必要な措置を事業主に義務づける。

注意！

事業主によるマタハラ（妊娠・出産・育児休業の取得等を理由として、解雇、雇止め、降格、不利益な配置転換等の不利益な取扱いを行うこと）は、現行法においても禁止されています！

問い合わせ先

岩手労働局 雇用環境・均等室 ☎ 019-604-3010

## 2

### 介護休業給付金の「支給率」や「賃金日額の上限額」が変わります！

#### 支給率

介護休業給付金の支給額は、これまで休業開始時の賃金の40%でしたが、平成28年8月1日以降に開始する介護休業※からは、67%の支給となります。

※平成28年7月31日までに開始した介護休業は、これまでどおり40%を支給。

なお、平成28年8月1日以降に再度開始する介護休業は、67%の支給。

#### 賃金日額の上限額

介護休業給付金の算定基準となる賃金日額の上限額が、平成28年8月1日以降に開始する介護休業※から、引き上げられます。

※平成28年7月31日までに開始した介護休業は、これまでどおりの上限額。

問い合わせ先

岩手労働局 雇用環境・均等室 ☎ 019-604-3010 又は各ハローワーク

# 3 国や県などの取組のお知らせ

「いわて働き方改革推進運動」への参加企業の募集や「働き方・休み方改善コンサルタント」の活用等についてお知らせします。

1

## 「いわて働き方改革推進運動」への参加企業を募集しています！

「いわて働き方改革推進運動」とは、県内の企業や団体の働き方の見直しを進めようとする運動です。県では、県内の企業・団体に、この運動への参加を呼び掛けるとともに、優れた取組を表彰するなどして広めることにより、県内の魅力ある雇用・労働環境づくりを推進します。

### □ 働き方改革とは・・・

働き方改革とは、従業員それぞれのワーク・ライフ・バランスの実現や魅力ある職場づくりに向けて、企業と従業員が一体となって取り組むことです。

人手不足が課題となっている中で、企業の成長を後押しする戦略として、県内の企業でも取組が始められています。

#### 経営者の声

みんな頑張っているけど、活力がない

なかなか社員の残業が減らない

新しいアイデア、改革のパワーが足りない

人材不足なのに、従業員が定着しない

会社でこのような課題がある経営者の皆様は、ぜひ運動にご参加ください！  
詳しいパンフレットはこちらからダウンロードできます↓

<http://www.shigotoba-iwate.com/kigyou/kaikaku/pdf/pamphlet.pdf>

### □ 運動に参加すると・・・

運動に参加いただいた企業については、「シゴトバクラシバいわて」のWEBサイトに掲載し、若者をはじめ広く県民にPRを行います。

また、参加された企業の中から、優れた取組の企業を表彰する「いわて働き方改革アワード」（下記参照）を実施し、受賞企業の取組を広くPRします。

### □ 参加申込方法

「シゴトバクラシバいわて-企業のみなさま-」WEBサイト内にある「いわて働き方改革推進運動ページ (<http://www.shigotoba-iwate.com/kigyou/kaikaku/>) から、参加表明シートをダウンロードし、必要事項を記入のうえ、運動事務局のジョブカフェいわてに提出（メール送信）します。

### □ 働き方改革アワードの開催

平成28年8月31日までに参加表明シートを受け付けた企業を対象に、働き方改革の取組状況を審査し、優れた取組の企業を表彰します。（9月以降も参加を受け付け、9月以降に受け付けた分は、翌年度の表彰対象となります。）

#### ① 表彰区分

- 総合部門賞  
参加表明シートの取組項目数や実績等を審査し、総合的に優れていると認められる企業
- 個別取組部門賞  
参加表明シートの取組項目数に関係なく、他の企業の参考となる優れた取組をしている企業

#### ② 受賞企業の特典

- 総合部門で最優秀賞を受賞した企業に奨励金10万円を贈呈
- 今年度作成する働き方改革の事例集やウェブサイトなどに受賞企業の取組を掲載
- 働き方改革を推進するためのテレビCMへの出演

#### ③ 受賞企業の発表

10月下旬を予定

## 2

# “働き方・休み方改善ポータルサイト”を活用して、働き方改革を進めてみませんか？

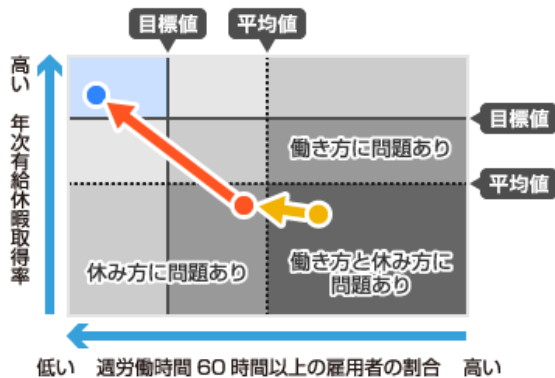
厚生労働省では、企業や社員個人が、働き方・休み方の改善に向けた検討を行う際に活用できる「働き方・休み方改善ポータルサイト」を開設しています。

### □ 「働き方・休み方改善指標」を用いた自己診断

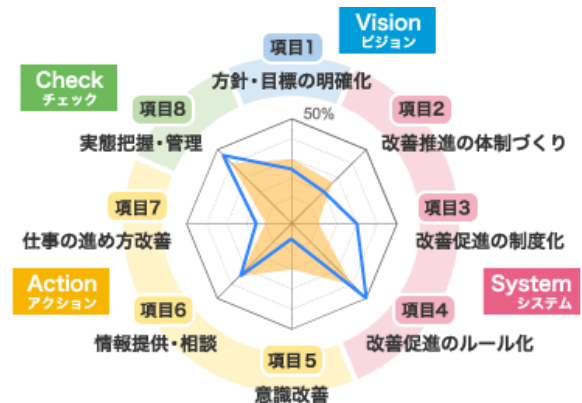
簡単な設問に答えるだけで「働き方・休み方改善指標（企業向け）」が作成されます。

この指標は「ポジションマップ」と「レーダーチャート」の2つで構成されており、会社の実態と課題を視覚的に把握し、今後の対策を検討する際に活用することができます。

ポジションマップ（イメージ図）



レーダーチャート（イメージ図）



【ポジションマップとレーダーチャートでできること】

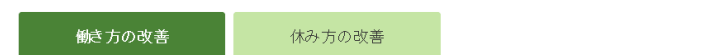
- ① 働き方や休み方に関する問題の有無が分かります。
- ② 企業の人事労務担当者が自社の状況をチェックすることで、働き方や休み方に関する実態や課題を分析できます。
- ③ 企業が自社の働き方や休み方の改善に向けて、対策を検討するためのヒントが得られます。

### □ 効果的対策の提案

自己診断結果に基づき、以下の項目ごとに対策の方向や取組の視点・例が表示されるとともに、提案内容に関連した取組を実施している企業の取組等が紹介されます。

- ◆項目1：方針・目標の明確化
- ◆項目2：改善推進の体制づくり
- ◆項目3：改善促進の制度化
- ◆項目4：改善促進のルール化
- ◆項目5：意識改善
- ◆項目6：情報提供・相談
- ◆項目7：仕事の進め方改善
- ◆項目8：実態把握・管理

#### 改善推進の体制づくり



#### 改善推進の体制づくり

🔍 チェックポイント 長時間労働の抑制を進めるための組織が明確になっており、かつ、有効に機能しているか？

対策の方向	取組の視点・例
<ul style="list-style-type: none"> <li>✔ 長時間労働の抑制に向けた社内体制の明確化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長時間労働問題を経営会議の報告事項に位置付ける。</li> <li>・衛生委員会の協議事項とする。</li> <li>・労働時間等設定改善委員会を設置する。</li> <li>・ワーキンググループ、タスクフォース等、経営直轄のプロジェクトチームを設置する。</li> </ul>
<p>オススメ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>✔ 労働時間に関する相談窓口の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口担当者を選任し、周知する。</li> <li>・労働組合があれば、労働組合を窓口とすることも考えられる。</li> <li>・産業医、社会保険労務士等の社外の専門家を活用し、電話・メールによる相談窓口を設置する。</li> </ul>

### □ “取組・参考事例検索”機能や『働き方・休み方改善ハンドブック』の提供

業種、企業規模、事例の種類、改善の種類などの項目を選択し、参考にしたい取組事例を検索することができます。

また、業種別（小売業・製造業・金融業・宿泊業・情報通信産業）の『働き方・休み方改善ハンドブック』をダウンロードできます。

「働き方・休み方改善ポータルサイト」⇒ <http://work-holiday.mhlw.go.jp/index.html>

## 3

## “働き方・休み方改善コンサルタント”を活用してみませんか？

岩手労働局では、労働時間の見直しなどの相談や助言を行うため、働き方・休み方改善コンサルタントを配置し、企業の労働時間・休暇制度などの相談に応じています。

### 相談内容例

- ① 労働時間管理の具体的な方法は？
  - ・ 所定外労働時間を削減するには？
  - ・ 36協定の締結、届出（限度時間数、特別条項など）について、具体的に教えてほしい。
- ② 変形労働時間制を導入したい！
  - ・ 1か月単位の変形労働時間制を導入するにはどんな手続きが必要なの？
  - ・ フレックスタイム制を導入するにはどんなことに注意すればいい？
- ③ 休暇制度について
  - ・ パートタイム労働者の年次有給休暇はどうすればいい？
  - ・ 年次有給休暇の計画的付与制度とはどのような制度？
- ④ その他労働時間等に関するご相談
  - ・ 就業規則の制定、改正の手順は？
  - ・ ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）ってどんなこと？

### コンサルタントについて

- コンサルタントは、専門的な知識及び豊富な経験を有する社会保険労務士等です。上記のような相談対応のほか、研修会の講師等も行っていきます。
- コンサルティングは、労働基準監督官が行う立入調査ではありませんので、お気軽にご利用ください。

問い合わせ・申込先

岩手労働局 雇用環境・均等室 ☎ 019-604-3010

## 4

## 「いわて子育てにやさしい企業等」を募集しています！

県では、仕事と子育ての両立支援など男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組む企業等を認証し、顕著な成果があった企業を表彰しています。県内の多くの企業等からの申請をお待ちしています。

### 対象

県内に本社又は主たる事務所があり、常時雇用する労働者の数が300人以下の中小企業等で、一般事業主行動計画を策定・届出し、育児休暇の取得促進など子育て支援を推進する取組を行っている企業等

### 認証を受けると・・・

- ① 子育て支援に取り組む企業等として、イメージがアップし、社会的評価が高まります。
- ② 職業安定所の求人登録票に表示できます。
- ③ 県単融資制度（県商工観光資金）にかかる保証料率の引下げ（0.05%）の対象になります。
- ④ 県が発注する特定の施策に係る物品納入（10万円以下）と印刷物製作業（30万円以下）の契約について優先されます。

### 認証の申請方法

県ホームページから申請書様式をダウンロードし、最寄りの広域振興局等へ申請してください。

<https://www.pref.iwate.jp/kosodate/shoushika/44511/001859.html>

問い合わせ・申請先

- 盛岡広域振興局保健福祉環境部 ☎ 019-629-6568
- 県南広域振興局保健福祉環境部 ☎ 0197-22-2831
- 花巻保健福祉環境センター ☎ 0198-22-4921
- 一関保健福祉環境センター ☎ 0191-26-1415

- 沿岸広域振興局保健福祉環境部 ☎ 0193-25-2702
- 大船渡保健福祉環境センター ☎ 0192-27-9913
- 宮古保健福祉環境センター ☎ 0193-64-2218
- 県北広域振興局保健福祉環境部 ☎ 0194-53-4982
- 二戸保健福祉環境センター ☎ 0195-23-9202

## “労働災害”の防止に取り組みましょう！

本県の労働災害による死傷者数が前年に比べて増加しています。全国安全週間（平成28年7月1日～7日）を契機として、それぞれの職場で労働災害防止活動を推進しましょう！

### 平成28年（5月まで）の労働災害発生状況

- 平成28年5月までの県内の全業種における労働災害による死傷者数（休業4日以上）及び死亡者数（5月末速報値）は462人で、前年同期比で13人（2.9%）の増加となっています。  
また、死亡者数は9人となっており、前年同期比で2人増加となっています。
- 前年同期比で増加した業種は、  
「商業」74人（前年同期比+22人、+42.3%）、「建設業」91人（同+11人、+13.8%）、「農林業」29人（同+9人、+45.0%）、「保健衛生業」33人（同+4人、+13.8%）、「接客娯楽業」30人（同+3人、+11.1%）などとなっています。

### 第89回「全国安全週間」（平成28年7月1日～7日）について

- 全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断されることなく続けられ、今年で89回目となりました。
- 近年の産業構造の変化に伴い、拡大を続ける第三次産業等においては未だに安全に関して自ら取り組む意識が十分とは言い難い状況にあること等を踏まえて、以下のスローガンで取り組まれています。

スローガン

見えますか？ あなたのまわりの 見えない危険  
みんなで見つける 安全管理

問い合わせ先

岩手労働局 労働基準部健康安全課 ☎ 019-604-3007

## 大丈夫ですか？ 学生アルバイトの労働条件

国では、学生アルバイトを雇う際に確認するポイントをまとめた「学生アルバイトの労働条件に関する自主点検表」を作成しています。

アルバイトを雇っている、または雇うことを予定している事業主・労務管理担当の方は、自社の労働条件について確認してみましょう。

### 労働基準関係法令に違反する事項【自主点検表からの抜粋】

- 労働条件の明示  
アルバイトを雇い入れる際、賃金や労働時間などの労働条件を記載した書面を交付していますか？
- 労働時間  
アルバイトに法定労働時間を超えて労働をさせる場合、時間外労働・休日労働に関する協定（いわゆる36協定）を締結し、所轄の労働基準監督署に届け出ていますか？
- 休憩・休日、年次有給休暇  
アルバイトに勤務日数に応じて年次有給休暇を付与していますか？
- 賃金  
規律違反やミスをしたことを理由に、就業規則に記載なく罰金等を課していませんか？
- 割増賃金  
週40時間、1日8時間を超えた時間外労働については、通常の賃金の25%以上、休日労働については、通常の賃金の35%以上の割増賃金を支払っていますか？

### 労働基準関係法令に違反するおそれがある事項【自主点検表からの抜粋】

- 労働時間  
準備や片付けの時間を労働時間としていますか？
- 健康診断  
1年以内ごとに1回、定期的に健康診断を実施していますか？

自己点検表については、「労働条件に関する総合情報サイト」（厚生労働省）からダウンロードしてご覧ください。

<http://www.check-roudou.mhlw.go.jp/pdf/jishutenken.pdf>

問い合わせ先

岩手労働局 労働基準部監督課 ☎ 019-604-3006 又は各労働基準監督署

## 7

## 労働相談・個別労働紛争解決機関等を紹介します！

県内の労働相談・個別労働紛争解決機関のサービスの一部をご紹介します。

 岩手労働局 総合労働相談コーナー

- 岩手労働局及び各労働基準監督署において、解雇、雇止め、賃金引下げ等の労働条件のほか、募集・採用、いじめ・嫌がらせなど、労働問題に関するあらゆる分野についての相談を受け付けます。
- 電話又は面談により相談に応じます。（予約不要）
- 相談の受付時間は、午前8時30分～午後5時15分まで（土・日曜日、祝祭日、年末年始は除く）

問い合わせ先 ▶ 岩手労働局 総合労働相談コーナー ☎ 019-604-3002 📠 0120-980-783

 岩手県労働委員会

労働委員会は、中立公正な立場で、労使間の紛争の解決を図るために設けられた県の行政機関です。

- ① 月例無料労働相談会（県庁11階）（要予約 ※前日正午まで予約受付）  
7/22・8/26・9/16・10/21・11/25・12/22・1/27・2/24・3/24
- ② 出前無料労働相談会  
10/2盛岡、10/16釜石・一関、10/30遠野・久慈、2/26盛岡、3/4大船渡
- ③ 労働相談なんでもダイヤル  
労働委員会事務局職員が、フリーダイヤルで相談をお受けしています。  
午前8時30分～午後5時15分まで（土・日曜日、祝祭日、年末年始は除く）

問い合わせ先 ▶ 岩手県労働委員会 労働相談なんでもダイヤル 📠 0120-610-797

※上記以外の労働相談・個別労働紛争解決機関のサービスや問い合わせ先は、こちらから御確認ください↓  
<http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/iwate-roudoukyoku/date/kikaku/pdf/280401soudanmadogutiitiran.pdf>

## 8

## 刊行物のお知らせ

 『岩手で輝く女性たち～The women lighting up Iwate～』発行のお知らせ

県では、企業や団体の女性活躍に向けた取組を「見える」ようにし、自主的な取組が他の企業等に波及していくことを期待し、『岩手で輝く女性たち～The women lighting up Iwate～』を作成しました。

小冊子は、県ホームページからダウンロードしてご覧になれます。  
<http://www.pref.iwate.jp/seishounendanjo/46179/046193.html>

問い合わせ先 ▶ 岩手県若者女性協働推進室（青少年・男女共同参画担当）  
☎019-629-5345


 『いわてイクメンハンドブック～パパも主役。子育てを楽しもう～』発行のお知らせ

県では、仕事だけでなく積極的に育児にも関わる父親（イクメン）の普及啓発を図っています。

このため、新しくパパになる方などに、出産、産後、子育てなどに役立つ情報を掲載した『いわてイクメンハンドブック～パパも主役。子育てを楽しもう～』を市町村の母子保健担当の窓口などで配付しています。

ハンドブックは、県ホームページからダウンロードしてご覧になれます。  
<https://www.pref.iwate.jp/kosodate/shoushika/44511/034845.html>

問い合わせ先 ▶ 岩手県子ども子育て支援課（少子化担当）  
☎019-629-5470



## “能力開発セミナー（在職者訓練）”のご案内

県では、主に現在職業に就いている方を対象として、短期間の職業訓練を実施しています。受講料は無料（テキスト・実習用教材等は実費負担）ですので、ぜひご応募ください。

なお、各コースとも受講申込者が少ない場合は、日程の変更又は中止をすることがありますので、予めご了承ください。

研修コース名		開講日	定員	問い合わせ・申込先
社員 研修系	管理・監督者研修	10/25.26	30	産業技術短期大学校水沢校
	新入社員フォローアップ	9/8.9	30	宮古高等技術専門学校
	コミュニケーション	9/15.16	20	
	若手社員	10/17.18	20	二戸高等技術専門学校
	幹部職員養成	8/3.4	20	
	T W I 管理監督者研修（仕事の教え方）	8/24.25	10	
	介護職員向けマナー・接客セミナー	9/12.13	20	二戸高等技術専門学校 （※久慈地区開催）
	若手社員	10/4.5	20	
	中堅社員	10/12.13	20	
	5 Sによる生産性向上とリスク回避策（理論編）	8/24.25	15	
	5 Sによる生産性向上とリスク回避策（実践編）	8/31.9/1	15	
技術 管理系	ISO14001（内部監査員養成）	8/23.24	30	産業技術短期大学校
	ISO9000S（内部監査員養成）	9/8.9	30	
	省エネ・再生可能エネルギー活用	10/5.6	20	
	ISO9000S（内部監査員養成）	10/4.5	30	産業技術短期大学校水沢校
	ISO14001（内部監査員養成）	9/1.2	20	宮古高等技術専門学校
	ISO9000S（内部監査員養成）	10/6.7	20	
建築系	J W - C A D 基礎	9/13.14	15	産業技術短期大学校水沢校 （※気仙地区開催）
	J W - C A D 応用	9/27.28	15	
機械・ 電子系	3 D C A D（ソリッドモデリング）	8/2.3	10	産業技術短期大学校
	プレス加工の基礎知識	10/13.14	10	宮古高等技術専門学校
	射出成形機操作	10/20.21	10	
情報系	E x c e l ビジネス活用応用Ⅱ	8/2.3	15	産業技術短期大学校水沢校 （※気仙地区開催）
	P o w e r p o i n t ビジネス活用	8/23.24	15	
	ホームページ作成	8/18.19	15	宮古高等技術専門学校
	S N S ビジネス活用	10/25.26	15	
溶接系	ガス溶接技能	8/4.5	30	宮古高等技術専門学校
資格 取得	電気工事施工管理技術検定受験コース（2級）	9/13.14	10	産業技術短期大学校
	管工事施工管理技術検定受験コース（2級）	9/28.29	10	
	インテリアコーディネーター受験コース（実技）	10/25.26	10	
	技能検定受検準備（建築配管）	9/29.30	10	宮古高等技術専門学校

### 県立職業能力開発施設について

県内の各職業能力開発施設の概要や訓練の詳細等の情報を県のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.iwate.jp/koyouroudou/shisetsu/index.html>

### 問い合わせ・申込先

○産業技術短期大学校 ☎ 019-697-9096

○宮古高等技術専門学校 ☎ 0193-62-5606

○産業技術短期大学校水沢校 ☎ 0197-22-4427

○二戸高等技術専門学校 ☎ 0195-23-2227



# 4 各種助成金のお知らせ

平成28年度の助成金をお知らせします。ご活用ください。

1

## 中小企業の人材確保を支援します！ 平成28年度求人情報発信支援補助（二次募集）の御案内

県内の中小企業等が、東日本大震災以降初めて就職情報サイトを活用して求人を行う費用を補助します。

### 補助対象費用

県内に事業所等のある中小企業等が、県内の求人を行うために大手就職情報サイト（※）を東日本大震災以降初めて利用する場合に要する費用

※ 就職情報提供及び企業の人材確保等を目的として開設されたサイトで、前年の登録者数が概ね25万人以上のサイトに限ります。（例：マイナビ、リクナビ、キャリアス就活、DODA、エン転職等）

### 補助対象

下記費用の **1 / 2 以内の額** を補助します。ただし、**補助合計額は40万円** を上限とします。

	内 容	留意事項
基本経費	大手就職情報サイトへの掲載料金	本社が岩手県内にある企業の場合は、就業場所が岩手県内を含む求人、本社が岩手県外にある企業の場合は就業場所を岩手県内に限定した求人に係るものに限りします。
	就職関連イベントへの参加経費	活用する就活サイトに付随するものに限りします。
追加経費	ホームページ作成経費	運用中の企業紹介ホームページに、求人情報発信のためのページを追加する経費等で、プロバイダー料や保守管理等のホームページ全体の運営費は対象外です。
	パンフレット作成経費	求人情報発信を目的としたものです。

### 申込方法

県ホームページから申込書をダウンロードの上、必要書類を郵送してください。（補助の詳細も同ページからご確認の上、お申込み下さい。）

<http://www.pref.iwate.jp/koyouroudou/oshirase/039174.html>

岩手県 求人情報 補助

検索

### 二次募集期間

**平成28年7月1日(金)～平成28年9月30日(金) 17時 必着**

※ 採択は申請後2～3週間程度で採択の可否を決定します。（採択の決定を受けてからの着手となります。）

※ 先着順で採択し、募集期間内でも予算がなくなり次第募集を終了します。

## 2

## 平成28年度両立支援等助成金

両立支援等助成金について、今年度から以下の2種類の助成金が新設されています。

 出生時両立支援助成金

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りのための取組を行い、男性労働者に一定の期間の連続した育児休業を取得させた事業主に助成します。

- 支給対象となるのは、子の出生後8週間以内に開始する14日以上（中小企業は5日以上）の育児休業です。
- 過去3年以内に男性の育児休業取得者（連続14日以上（中小企業は5日以上））が出ている事業主は対象外です。
- 支給対象となるのは、1年度につき1人までです。  
【支給額】取組及び育休1人目：60万円（大企業は30万円）  
2人目以降：15万円（大企業は15万円）

 介護支援取組助成金

労働者の仕事と介護の両立に関する取組を行った事業主に助成します。

- 厚生労働省で作成している「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づき、従業員の仕事と介護の両立に関する実態把握等の取組を行った場合に支給します。  
【支給例】1企業1回のみ：60万円

※上記以外の両立支援等助成金については、厚生労働省ホームページをご覧ください。

また、上記の内容は支給要件の一部ですので、詳しくは支給要領をご確認ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba\\_kosodate/ryouritsu01/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/)

問い合わせ・申込先

岩手労働局 雇用環境・均等室 ☎ 019-604-3010

## 3

## 平成28年度職場意識改善助成金

職場意識改善助成金について、今年度から時間外労働上限設定コースが新設されています。

 時間外労働上限設定コース【H28.4.1新設】

限度基準を超える時間数での36協定を締結している中小企業事業主が、職場意識改善に取り組み、労働時間を短縮し、限度基準以下の上限設定を行った場合に取組経費の一部を助成するものです。

- 助成内容 成果目標を達成した場合に取組の実施に要した経費（謝金、機械装置等購入費等）の合計額の3/4（上限額50万円）

 職場環境改善コース

所定外労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進を図る中小企業事業主に対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。

- 助成内容 成果目標を達成した場合等に取組の実施に要した経費（謝金、機械装置等購入費等）の合計額の1/2～3/4（上限額100万円）

 所定労働時間短縮コース

所定労働時間の短縮を図る中小企業事業主（労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間とされており、かつ、所定労働時間が週40時間を超え週44時間以下の事業場を有する事業主に限る。）に対して、その実施に要した費用の一部を助成するものです。

- 助成内容 成果目標を達成した場合に取組の実施に要した経費（謝金、機械装置等購入費等）の合計額の3/4（上限額50万円）

※上記内容の詳細や上記以外のコースについては、厚生労働省ホームページをご覧ください。

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/jikan/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/index.html)

問い合わせ・申込先

岩手労働局 雇用環境・均等室 ☎ 019-604-3010

「いわて労働NEWS」  
に関する問い合わせ先

岩手県商工労働観光部  
雇用対策・労働室

〒020-0024 盛岡市内丸10-1  
☎019-629-5581 FAX019-629-5589

「いわて労働NEWS」は、県ホームページ（<http://www.pref.iwate.jp/>）からもご覧いただけます。

県HPサイト内検索

いわて労働NEWS

検索

平成28年7月発行